

## ふくい嶺北都市圏連携推進協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、ふくい嶺北都市圏連携推進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号。以下「国要綱」という。）に基づく連携中枢都市圏の形成及び推進により、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町及び越前町で構成する圏域（以下「圏域」という。）が、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持し、圏域全体の発展を目指すことを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国要綱第6の規定に基づく連携中枢都市圏ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる市町の長を委員として組織する。

### (会長)

第5条 協議会の会長は、福井市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

### (幹事会)

第7条 協議会の協議事項に関する調整を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる市町の職員をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福井市総務部市長公室総合政策課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

ふくい嶺北都市圏連携推進協議会委員

福井市	福井市長
大野市	大野市長
勝山市	勝山市長
鯖江市	鯖江市長
あわら市	あわら市長
越前市	越前市長
坂井市	坂井市長
永平寺町	永平寺町長
池田町	池田町長
南越前町	南越前町長
越前町	越前町長

別表第2（第7条関係）

幹事会委員

福井市	総務部 市長公室 総合政策課長
大野市	行政経営部 政策推進課長
勝山市	未来創造課長
鯖江市	政策経営部 総合政策課長
あわら市	創造戦略部 政策広報課長
越前市	総合政策部 経営戦略室長
坂井市	総合政策部 企画政策課長
永平寺町	総合政策課長
池田町	総務財政課長
南越前町	観光まちづくり課長
越前町	企画振興課長